

公益財団法人全日本軟式野球連盟
利益相反ポリシー

1. 目的

公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という）は、日本における軟式野球を統括し代表する組織として、軟式野球の普及振興を図り、国民の健全な発展に寄与する事を望まれている。

本連盟には重要なステークホルダーが数多く存在するが、本連盟が有する各種権限（チームの登録、審判員の資格付与、各種契約等）の適正な行使を担保し、本連盟が社会からの信頼を醸成するためには、利益相反への適切な対応が重要である。

このポリシーの目的は、利益相反に関する基本的な考え方を策定することにより、本連盟の役職員等が利益相反の取引及び行為を明確に理解したうえで、軟式野球の普及振興活動を積極的に推進できる環境を整えることにある。

2. 本ポリシーが及ぶ範囲

本ポリシーの対象は、本連盟の役員のみならず、審判員、職員、選手、指導者（以下、「役職員等」という。）等の全ての関連当事者に及ぶ。

3. 利益相反行為の定義

利益相反行為の定義は以下とする。

(1) 利益相反取引

- ① 役職員等が、自己または第三者のために本連盟と取引をしようとする事
- ② 本連盟が役職員等の債務を保証すること
- ③ その他役職員等以外の者との間において本連盟と当該役職員等との利益が相反する取引をしようとする事
- ④ 利益とは経済的な行為にとどまらず、例えば理事が自分の所有、所属するチームまたは自分が所属する支部のチームに対して自らの立場を利用し、優遇したり、試合の審判に有利になるよう依頼したりする行為も含まれる。

4. 利益相反への取り組み

本連盟が公益財団法人としての高い公共性を有する事を踏まえ、利益相反行為が発生しないよう努めるものとする。

- (1) 理事及び監事は、原則として全ての利益相反取引を禁止する。やむを得ず利益相反取引を実施する場合は、理事会に情報を開示し、承認を受けなければならない。
- (2) 理事・監事以外の役職員等の利益相反取引ならびに広義の利益相反行為の妥当性の判断は、専務理事にて行う。

5. 利益相反行為の管理

利益相反の管理に当たっては、顧問弁護士をはじめとする有識者や各分野の専門家の協力を仰ぐこととする。

6. 利益相反行為の適正性の判断基準

利益相反行為の適正性を判断する際の基準は以下のとおりとする。

- (1) 当該行為を行う以外に他の手段がない、あるいは他の行為より本連盟の利益に資する取引であること
- (2) 本連盟の利益を損ねないこと

7. 役職員への啓発と情報開示

利益相反に関する意識向上のため、本ポリシーを周知し、外部へ公開する。また、役職員に対して専門家による研修を実施し、本連盟事務局内にいつでも相談できる体制を整える。

8. 改廃

本ポリシーの変更は理事会の決議により行う。

附則 本ポリシーは、令和3年12月13日より施行する。